

平成26年4月11日

参 考 資 料

平成26年度住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金 申請受付スタート！

県では、スマートハウスの普及を図るため、住宅用スマートエネルギー設備導入費補助事業を平成25年度から実施しています。平成26年度分の申請受付を平成26年4月14日（月）に開始しますので、お知らせいたします。

また、この補助金の交付を受けて設備を設置した住宅を取得した場合の不動産取得税の軽減措置につきましても、平成25年度に引き続き実施します。

1 住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金

(1) 補助対象設備、補助額等

補助対象設備の種類	設置条件	補助額
H E M S 機器	必ず設置すること	上限 1 万円
住宅用太陽光発電システム	左の設備の一つ以上を H E M S 機器と併せて設置すること	1 kW 当たり 1 万 5 千円 (上限 5 万円)
家庭用燃料電池システム(エネファーム)		上限 5 万円
定置用リチウムイオン蓄電システム		
電気自動車充電設備		

H E M S (Home Energy Management System) とは、住宅に設置される家電などのエネルギー消費機器、太陽光発電設備や家庭用燃料電池等の創エネ機器、蓄電池等の蓄エネ機器をネットワーク化し、居住快適性の実現とエネルギー使用量の削減を目的に管理するシステムのこと。

H E M S 機器とは、家電などの電力使用量を計測・蓄積するとともに、電力使用を調整するための制御機能を有している機器のこと。

(2) 補助の対象者

県内の住宅に新たに補助対象設備を設置し、所有する方

補助対象設備を設置する住宅は、新築(建売を含む)、既築を問いません。

補助対象設備をリース事業者が設置する場合は、リース事業者が申請者となります。

(3) 設備の設置に係る主な要件

- ・ 設置する補助対象設備は、経済産業省の補助金の対象となる設備（住宅用太陽光発電システムは除く）。
- ・ 住宅用太陽光発電システムについては、次の要件を満たす設備。

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値が10kW未満のもの

再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定を受けられるもの

(4) 募集期間及び募集件数

募集期間 平成26年4月14日(月)から平成27年2月13日(金)

募集件数 1,500件(予定)

申請の状況によっては期限前に受付を終了することがあります。

(5) 申請方法

申請は、郵送のみで受け付けます。

【送付先】〒231-8588 横浜市中区日本大通1(郵便番号が記載されていれば所在地は省略可能です。)

神奈川県産業労働局エネルギー部スマートエネルギー課スマート化グループ補助金担当宛

【申請様式】県ホームページからダウンロードできます。

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f470193/p611376.html>

2 不動産取得税の軽減措置

住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金を受けて、HEMS機器などの設備を設置した住宅を取得した場合は、不動産取得税を軽減します。

対象者	補助金の交付決定を受けた方
対象家屋	補助金の交付を受けて設備を設置した住宅 住宅を取得するまでに補助金の交付申請をした場合に限りです。
軽減額	税額の2分の1を軽減

県税事務所から納税通知書とともに減免申請書を送付しますので、納期限までに申請してください。

問い合わせ先

神奈川県産業労働局エネルギー部

スマートエネルギー課長 村上(補助金について) 電話 045-210-4130

神奈川県総務局財政部

税制企画課長 市川(税制措置について) 電話 045-210-2300